

新	旧
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>(略)</p> <p>8 特定事業の名称 <u>709(710)</u> 特産酒類の製造事業</p> <p>9 (削除)</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>(略)</p> <p>8 特定事業の名称 709 特産酒類の製造事業</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(1) 地産地消の推進 本町の農業は、基幹作物のサトウキビ及びバレイショ等の野菜、果樹、花き、畜産の複合経営を行っている。今後は、栽培基準とヘルシーブランド品の規格を定め徳之島ブランド品の確立を図るため、農産物等の加工研究開発をするとともに物産展へ出品による徳之島ブランド品の販売促進を図る。 また、直売施設として空店舗を借上げ改修整備した施設を活用しヘルシーブランド品の販売による地産地消を図る。</p> <p>(2) 郷友会、奄美群島広域組合とのタイアップ 関東・関西等の郷友会主催の催し物等や奄美群島広域事務組合と連携を取り、本土での物産展等に積極的に参加し、地元農産物加工品の販売や地元食材を使用した料理の振る舞い等、徳</p>

<p>(別紙)</p> <p>1 特定事業の名称 709(710) 特産酒類の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者 自己の酒類の製造場において、<u>構造改革特別区域内において生産された地域の特産物である農産物（たんかん、マンゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラム、シークニン又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）</u>を原料とした果実酒又は<u>構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定した農産物、若しくは生産された農産物を原料として製造された加工品（サトウキビ、たんかん、マンゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラム、黒砂糖、生姜、シークニン、グアバ、バナナ、パイナップル、シークニン果汁、グアバ果汁、しょうが粉末、冷凍しょうが又はこれらに準ずるもの</u></p>	<p>之島出身者との交流の場を設け、販路拡大を図る。</p> <p>(3) 遊休農地等の活用 農業従事者の高齢化や後継者不足のため、休耕地や耕作放棄地が増加している。町で遊休農地を調査把握し、新規営農者や規模拡大する農家に情報を提供して遊休農地整備に対する支援を行う。</p> <p>(別紙)</p> <p>1 特定事業の名称 709 特産酒類の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者 自己の酒類の製造場において、<u>地域の特産物である農産物（たんかん、マンゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラム）</u>を原料とした果実酒又は<u>地域の特産物である農産物（サトウキビ、たんかん、マンゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラム、黒砂糖）</u>を原料としたリキュール（<u>特産酒類</u>）を製造しようとする者</p>
--	---

して財務省令で定めるもの)を原料としたリキュールを製造しようとする者

(略)

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、構造改革特別区域内において生産された当町が指定する地域の特産物である農産物(たんかん、マンゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラム、シークニン又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又は構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定した農産物、若しくは生産された農産物を原料として製造された加工品(サトウキビ、たんかん、マンゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラム、黒砂糖、生姜、シークニン、グアバ、バナナ、パイナップル、シークニン果汁、グアバ果汁、しょうが粉末、冷凍しょうが又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が果実酒にあつては2キロリットルに、リキュールにあつては1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これによって、新しい農産物加工品の創造と農家の主体的・能動的な活動の促進が図られる観点から、当該特例措置の適用

(略)

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当町が指定する地域の特産物であるたんかん、マンゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラムを原料とした果実酒又はサトウキビ、たんかん、マンゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラム、黒砂糖を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が果実酒にあつては2キロリットルに、リキュールにあつては1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これによって、新しい農産物加工品の創造と農家の主体的・能動的な活動の促進が図られる観点から、当該特例措置の適用が必要であると考ええる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

が必要であると考える。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。